

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年十月十一日奈良県指令高土第二九一―一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年三月十七日高土第一〇六八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年三月十七日高土第四五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室一二六番二、一二六番一五、一二六番一六、一二六番一七、一二六番一八及び一二六番一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市光南町一丁目二番九号

有限会社シテイ建設 代表取締役 岡田義太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室一二六番二

下水道 葛城市東室一二六番二の一部